

市民リサイクル活動の手引き



目次



01	市民リサイクル活動助成金制度とは	1
02	市民リサイクル活動のメリット	1
03	助成品目及び単価	2
04	助成金交付までの流れ	3
05	回収した資源物の引き渡し方	4
06	登録団体の皆様へのお知らせとお願い	6
07	表彰制度	7
08	市民リサイクル活動登録業者	8
09	リサイクル保管庫設置補助金	9
10	お問い合わせ先	11

01 市民リサイクル活動助成金制度とは

制度の概要

市民リサイクル活動を行う自治会・老人会・子ども会等に対し助成金を交付することにより、再資源化等の対象となる物の市民リサイクル活動を活性化し、資源リサイクルの推進を図るとともに、地域コミュニティの形成に寄与することを目的とし、平成4年(1992年)に制定しました。

令和3年(2021年)7月から事業内容をイメージしやすくするため「集団回収」から「市民リサイクル活動」に名称を変更し、運用しています。



団体登録について

助成金交付を受けるためには、あらかじめ市に団体登録をすることが必要です。

登録の手続きは、各区役所総務企画課または熊本市廃棄物計画課で随時受け付けています。

登録できる団体

熊本市民で構成され、市内で市民リサイクル活動を行う、**営利を目的としない団体**が対象です。(※年に2回以上回収を行うよう努めてください。)

02 市民リサイクル活動のメリット

✓ リサイクル意識の向上

市民リサイクル活動を行うことで、参加者のリサイクル意識が高まります。また、幼少期の環境学習にもなるため、家庭ごみの減量・リサイクルの推進につながります。



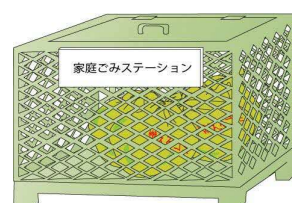
✓ 団体活動資金として有効活用

市からの助成金は、地域の夏祭りや親睦会などの団体活動費として幅広くご活用いただけます。



✓ 資源物の持ち去り防止

ごみステーションへ出される資源物が減るため、資源物の持ち去り行為防止につながります。



03 助成品目及び単価

①助成品目及び単価（回収量助成金）

種 類	品 目	助成金単価
古紙類	新聞紙、雑紙、段ボール及び紙パック(500ml以上のものに限る)	7 円/kg
ガラスびん類 (再使用可能なびん)	一升びん	7 円/本 ※1本は1kgと換算
	ビールびん、リターナブル※びんなど ※回収後、洗浄し再び中身を詰めて商品化されるびん	3.5 円/本 ※1本は0.5kgと換算
金属類	アルミ類、スチール類 (市が定期収集している資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶に限る)	7 円/kg
布 類	古着等	7 円/kg

②実施月数による助成金（月数助成金）

1月から12月までの期間の実施月数に応じて
次の算式により助成金を交付

実施月数 × 1,000円

※上限額12,000円/年

③交付される助成金の総額

助成金額③ = 回収量助成金① + 実施月数助成金②

STEP1

✓ 市民リサイクル活動の実施

登録団体による資源物回収を行う。



町内や団体内で十分に周知し、できるだけ多くの資源物が集まるように工夫しましょう。（リサイクル保管庫の活用もgood）

STEP2

✓ 登録業者への引き渡し

登録業者から受領書（計量・計算書）を受け取り、申請時期まで保管しておく。



計量・計算書受領時の注意

回収量、買取金額等の記載内容及び

登録業者の印鑑の有無等の確認をしましょう。

※計量・計算書の原本は申請時に市へ提出してください。

STEP3

✓ 市役所へ実績報告・助成金の交付申請

申請時期に、登録団体の代表者の方へ申請に必要な書類を送付しますので、翌年1月15日までに窓口にて申請してください。

※1月から12月までに実施した回収活動について、まとめて年に1回受付を行います。



提出書類

- ・市民リサイクル活動助成金交付申請書（様式第8号）
- ・実績報告書（様式第9号）
- ・請求委任書・受領委任書（様式第10号）
- ・登録業者からの計量・計算書（原本）
- ・振込通帳のコピー（表紙及び見開き部分をご提出ください）

STEP4

✓ 助成金の交付（お支払い）

申請書内容を審査し、指定の口座へ振り込み【2月末予定】



団体の代表者の方へ「交付決定通知書」及び「口座振込のご案内」の文書をお送りしますので、交付決定金額をご確認いただき、振込日以降に、通帳の記帳等で確認をお願いします。

※申請時のお届け口座内容等に不備があった場合は、振込みの手続きが遅れますのでご了承ください。



回収した資源物は、業者に引き渡しましょう。

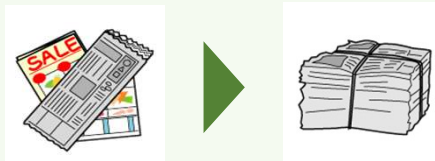
資源物の引き取り方は登録業者によって異なりますので、収集方法や引取り単価等も含め資源物の出し方について回収を依頼する登録業者に確認しましょう。

※紹介するのは、一般的な引き渡しの一例です。

古紙類

■新聞紙

新聞紙に入っている折込チラシはそのまま
→まとめて十字に縛る



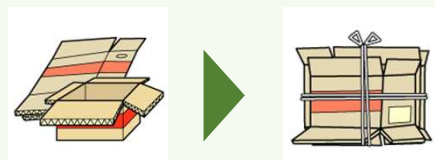
■雑紙

雑誌、本、菓子箱、包装紙、封筒など
→まとめて十字に縛る
→もしくは、紙袋に入れて中が出ないように
縛って出す



■段ボール

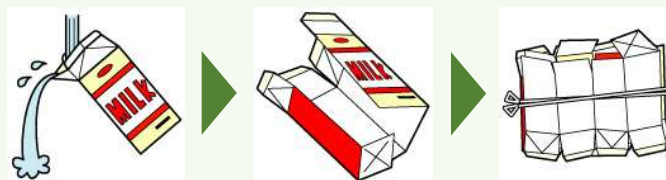
ダンボールのみ
→まとめて十字に縛る



紙パック類

■紙パック (500ml以上に限る)

洗って開き、
乾燥させた後まとめて縛る



⚠ 回収できないもの

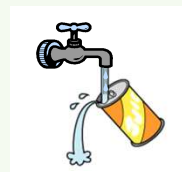
- ・500ml未満の紙パック
- ・汚れやカビがひどいもの
- ・プラスチック等の注ぎ口がついているもの
- ・内側がアルミコーティングされているもの

金属類

アルミ・スチール・その他金属類

■缶 類（アルミ缶・スチール缶）

軽くすすぎ、アルミ類とスチール類に分別する



■その他金属類（なべ類・自転車・ガス缶・スプレー缶等）



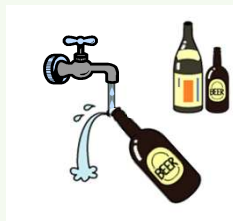
引き渡し時の注意点

- ・ 缶類、なべ類、自転車に分別する
- ・ 缶類、なべ類は軽くすすぐ
- ・ ガス缶等は穴あけが必要か業者に確認

びん類

■ガラスびん（再使用可能なもの）

軽くすすぎ、びんの種類別（一升びん、ビールびん、リターナブルびん等）に分別する



布 類

■古着（下着や靴下は不可）

洗濯し、袋に入れるか十字に縛る



または

✓活動はごみステーション以外の場所で

- ・市民リサイクル活動（資源物の回収や選別）は、「ごみステーション以外の場所」で実施してください。
- ・リサイクル保管庫の設置もご検討ください。（詳細は9ページをご参照ください。）

⚠️ **ごみステーションからの資源物の収集・運搬は、市民リサイクル活動を目的とする場合であっても、条例により禁止されています。**

このような行為が確認された場合には、補助金の返還や市民リサイクル活動の登録を取り消す場合がありますので、十分ご注意ください。

✓資源物の引取りについてのポイント

- ・引取り単価は依頼内容（収集方法・量など）で異なります。
- ・登録業者（P8参照）であれば、事前届け出の業者以外でも引渡し可能です。
品目ごとに別業者でも助成対象です。
- ・単価は持ち込みか収集かで変わることがあり、持ち込みの方が高単価になる場合もあります。
- ・少量の場合は引取り不可の可能性もあるため、事前に業者へ確認しましょう。

✓登録事項に変更があった際は速やかに届出を！

- ・代表者の変更や実施主体の変更等による団体名の変更など、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（様式第6号）を提出してください。
- ・様式をお持ちでない場合は、市ホームページからダウンロードいただくか、各担当課までご連絡ください。

※登録事項変更届の提出漏れにより、申請書類が現在の代表者へ届かない等の不備が毎年生じております。

※場合によっては助成金の申請ができないこともありますのでご注意ください。

地域コミュニティの活性化や資源物の回収量の増加を図るため、回収量の多い団体等にエコグッズ等や感謝状を贈呈します。

対象となる団体の基準

基準1

各カテゴリーごと（自治会、こども会等）で年間回収量が多い上位3団体

基準2

新規登録団体の中で1か月間の平均回収量が多い上位3団体（基準1に該当した団体は除く）

基準3

年間実施回数の内1回あたりの平均回収量が多い上位3団体（基準1、2に該当した団体は除く）



記念品（エコグッズ等のイメージ）
※年度によって品物等は異なります。

ボランティア保険制度

熊本市では、市民の皆様が安心してボランティア活動などの公益性のある活動を行うことができるように、「熊本市ボランティア活動保険」制度を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備えています。

万が一、活動中に事故等が起きた際は、廃棄物計画課まで速やかにご報告ください。

※事故の状況等が分かる資料の提出が別途必要になります。

※制度の詳細は熊本市地域活動推進課（☎328-2036）まで



(令和7年(2025年)9月現在)

地区	登 録 業 者	事 業 所 所 在 地	電 話 番 号
東区	有価物回収協業組合石坂グループ本社	熊本市東区戸島町2874	096-389-5501
	(株)カネムラエコワークス 小山工場	熊本市東区小山7丁目4-54	096-389-3030
	大和紙料(株) 熊本リサイクルセンター	熊本市東区御領6丁目3-50	096-292-7210
西区	(株)アースT・K	熊本市西区城山半田3丁目5-29	096-342-4787
	有価物回収協業組合石坂グループ西部事業所	熊本市西区上代7丁目28-11	096-329-2002
	(有)馬場商店	熊本市西区上熊本2丁目1-46	096-352-0113
	(有)平井商会	熊本市西区河内町船津2048	096-276-0144
南区	社会福祉法人 環友會	熊本市南区近見9丁目10番50号	096-325-0007
	(有)熊本ウエス川野商店	熊本市南区富合町南田尻950-1	096-357-6631
	(株)熊本市リサイクル事業センター	熊本市南区近見8丁目8-35	096-357-0070
	(有)クリンケア産業	熊本市南区江越2丁目7-12	096-379-7011
	(有)大和観光資源開発	熊本市南区富合町田尻427-1	096-358-3730
	(株)田中商店	熊本市南区良町5丁目22-26	096-378-0310
	(株)西原商店	熊本市南区流通団地1丁目50番地	096-378-0657
	(株)西原商店 城南営業所	熊本市南区城南町下宮地903-1	0964-28-5210
	(有)都環境開発サービスセンター	熊本市南区近見8丁目13-92	096-353-2906
	(有)森山商店	熊本市南区銭塘町211-1	096-228-4956
	山口資源株式会社 くまもと山源営業所	熊本市南区城南町隈庄401番地	0964-28-2230
	(株)龍紙材	熊本市南区出仲間1丁目2-53	096-378-1001
	アトム回収社	熊本市北区植木町滴水661-1	096-273-2045
北区	(有)オー・エス収集センター	熊本市北区楠野町1046-2	096-245-0110
	九州紙業	熊本市北区龍田7丁目16-8	096-338-7289
	富田商店	熊本市北区楠野町136-2	090-8398-7236
	(株)永野商店	熊本市北区室園町10-22	096-343-4970
	(株)中山商店	熊本市北区植木町投刀塚15	096-272-0100
	(株)星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5-76	096-338-6421
	(有)River Field 熊本資源リサイクル	熊本市北区四方寄町302	096-344-6668
	有価物回収協業組合石坂グループ大津事業所	菊池郡大津町杉水3746	096-293-0561
市外	(有)緒方清掃	宇土市新開町東開1895-32	0964-23-2518
	河内商店	上益城郡益城町木山字上辻759	096-286-1569
	(有) クリーン健康社	山鹿市鍋田1507-2	0968-43-6348
	(有)升富	合志市須屋2286-1	096-242-1057
	(有)熊南金属	上益城郡御船町大字高木1841-2	096-282-2752

制度の概要

市民リサイクル活動の推進を図るため、市民リサイクルによって回収された資源物を保管する「保管庫」の設置及び購入に対して補助金を交付します。



交付対象となる保管庫

下記の要件をいずれも満たす保管庫に対して補助します。

- (1) 固定設置型で構造上、設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
- (2) 回収した資源物を安全かつ適正に保管できるもの

補助金の額

設置費用(消費税を含む)の2分の1 (上限額: 100,000円)

※設置物の保証料や、既存土地の整地、建て替えによる既存倉庫の処分料などは補助の対象外となります。

※過去に補助金の交付を受けた団体については、上限額から過去に交付した補助金額を差し引いた額を上限とします。

交付の条件

- (1) 「熊本市市民リサイクル活動登録団体」であること
- (2) 保管庫の維持管理は、交付を受ける登録団体が責任を持って適正に行うこと
- (3) 市民リサイクル活動の資源物保管以外の目的に使用しないこと



保管庫設置時の注意

- ・リサイクル保管庫の補助金を申請する際は、保管庫を設置する土地の占有・使用許可及び土地を使用することにつき権原を有する者の承諾が必要です。



Q. 使用承諾書はどんなものが必要ですか？

A. 土地の登記簿謄本に記載された所有者が、登録団体が設置及び使用することについて承諾する旨の書類であれば様式は問いません。

※双方の意思確認として、必ず押印をお願いします。

保管庫を有効利用し、より多くの資源物を回収しましょう♪

リサイクル保管庫の補助金交付までの流れ

STEP1

✓ 補助金活用の意思確認

補助金を活用し保管庫を設置したいときは、設置する前にまず担当課へご連絡ください。

💡 予算に限りがあり、先着順ですので補助金の交付を受けられないことがあります。

STEP2

✓ 交付申請書の提出

担当課で交付についての案内を受けた場合は、以下の関係書類を添付し交付申請書を提出してください。



提出書類

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ・保管庫設置に係る見積書
- ・設置場所の位置案内図（公図）
- ・土地の登記簿謄本（発行から1年以内のもの）
- ・土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権限を有する者の承諾書

STEP3

✓ 交付決定及び交付決定通知書の送付

申請書類を確認後、交付決定通知書を送付します。



提出書類に不備がある場合は、担当課からご連絡し追加書類のご提出をお願いすることがあります。

✓ 保管庫の購入及び設置

交付決定を受けたら、保管庫を購入し設置してください。



交付決定通知書を受け取ってから購入を開始してください。

STEP4

✓ 完了届及び請求書の提出

保管庫の設置完了後、以下の書類を提出してください。



提出書類

- ・リサイクル保管庫設置完了報告書（様式第7号）
- ・リサイクル保管庫設置補助金交付請求書及び受領委任書（様式第9号）
- ・領収書
- ・設置完了後の写真
- ・支払先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分をご提出ください）

STEP5

✓ 補助金の交付（お支払い）

提出書類の確認後、指定の口座へ補助金をお振り込みします。

市民リサイクル活動の制度等について

熊本市廃棄物計画課 地域支援班（本庁舎7階）

電 話：096-328-2359

FAX：096-359-9945

メール：haikikeikaku@city.kumamoto.lg.jp

熊本市ホームページ 市民リサイクル活動 で検索

交付申請書その他関係資料の提出先について

提出先	連絡先	住所
廃棄物計画課 地域支援班	328-2359	中央区手取本町1-1(7階)
中央区役所 総務企画課 環境班	328-2610	中央区手取本町1-1(1階)
東区役所 総務企画課 環境班	367-9121	東区東本町16-30 (2階)
西区役所 総務企画課 環境班	329-1142	西区小島2丁目7-1 (2階)
南区役所 総務企画課 環境班	357-4112	南区富合町清藤405-3 (2階)
北区役所 総務企画課 環境班	272-1112	北区植木町岩野238-1 (2階)

✓ 関係書類の提出の際は・・・

- ・窓口持参の場合は、上記担当課のどちらでもご提出いただけます。
- ・登録事項変更届（様式第6号）はFAX、メールでも提出可能です。

令和7年（2025年）9月改訂
熊本市環境局 廃棄物計画課